

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更について

1 中期計画

名古屋市長は地方独立行政法人法により、6年間で本学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定めており、中期計画は、本学が中期目標を達成するための6年間の具体的な計画・取り組みを定めたものとなる。

策定にあたっては、同じく地方独立行政法人法により、設立団体の長である名古屋市長の認可を得ることとなっている。

2 今回の中期計画変更について

令和3年4月に名古屋市東部医療センター及び西部医療センターが名古屋市立大学の附属病院化されることに伴い、整合性の取れなくなる文言や市大病院の数値目標を規定していることから、両医療センターに関する計画や数値目標を盛り込む変更を行うもの。

具体的には、附属病院に関する計画、数値目標に関する部分、また予算、収支計画及び資金計画に関する部分について変更を行う。

なお、中期計画に元号の記載があることから、併せて元号の変更を行う。

3 変更手続きについて

変更案を作成後、病院局及び学内での意思決定(自己点検・評価委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会で意思決定)を経て、名古屋市に変更申請書を提出する。

変更にあたっては、設立団体の長である名古屋市長の認可を得る必要があるため、名古屋市公立大学法人評価委員会での意見聴取を経て、名古屋市長の認可を得る。

○大学病院化にともなう中期計画の変更スケジュール(想定) R3.1.1時点

時期	事項	内容
～令和3年 2月	中期計画	・変更案の作成 ・病院局及び学内で意思決定
3月		・変更申請書を市長へ提出 ・法人評価委員会で意見聴取 ・市長の認可

4 参照条文

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）抜すい

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 （略）

3 （略）

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 （略）

公立大学名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成 18 年名古屋市規則第 106 号）抜すい

（中期計画の作成及び変更に係る事項）

第 5 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

【参考】数値目標の設定について（東部医療センター及び西部医療センター）

1 地域医療機関からの紹介患者数

東部医療センターは敷地内整備の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30年度実績をベースとし、駐車場等の整備が完了した後の令和5年度にはさらなる増加を見込み、数値目標を設定。

西部医療センターは新型コロナウイルス感染症の影響が少ない令和元年度実績をベースにし、毎年度一定数の増加を目指し、数値目標を設定。

2 新入院患者数

東部医療センターは敷地内整備に伴う駐車場減少が令和4年度まで続くが、新しい病棟開設による入院患者増を考慮し、また市大病院の増加率も参考にしつつ、数値目標を設定。

西部医療センターはこれまでの実績を踏まえ、平均在院日数、病床稼働率を基に数値目標を設定。一床あたりの新入院患者数は市大病院を上回る目標となっている。

3 医薬材料費比率

大学病院化による医療の高度化により、医薬材料費比率の上昇が考えられることから、市大病院と東部・西部医療センターの実績を参考にし、数値目標を設定。

4 臨床研究(介入研究)の新規実施件数

令和3年度より大学病院化に伴い研究指導教員が採用され、実施計画書作成の指導が行われることや、3病院連携による臨床研究の推進が見込まれることなどを想定し、数値目標を設定。

【参考】 予算、収支計画及び資金計画の変更に係る基本的な考え方について

- ① 東部・西部医療センターについては令和２年度予算を前提とし、令和３年度から令和５年度までの３年間の予算を見積もっている。
- ② 令和４年度以降については令和３年度の予算から一定の伸び率等により収入・支出を見込んでいる。また、医師の増員及び医療の高度化に伴い、附属病院収益と医薬材料費率の増の影響を見込んでいる。
- ③ 運営費交付金は、令和３年度予算の考え方（地方公営企業法における経費負担の原則に掲げられる経費から令和２年度までに起債した病院局の企業債未償還残高にかかる毎年度の償還額のうち東部・西部医療センター負担分等を除いた額）としている。

予算		(単位:百万円)		
区 分	変更前	変更後		
			うち東西	
収入				
運営費交付金	46,489	53,368	6,879	
自己収入	198,910	300,463	101,553	
授業料及び入学金検定料収入	16,251	16,251	－	
附属病院収入	177,662	278,085	100,423	
雑収入	4,997	6,127	1,130	
施設整備費等補助金等	11,956	15,417	3,461	
長期借入金収入	9,000	13,393	4,393	
受託研究収入等	16,925	17,777	852	
目的積立金取崩等	321	321	－	
計	283,601	400,739	117,138	
支出				－
業務費	235,030	341,899	106,869	
教育研究経費	11,652	11,997	345	
診療経費	107,646	161,392	53,746	
人件費	115,732	168,510	52,778	
一般管理費	2,987	4,150	1,163	
施設整備費	22,756	28,371	5,615	
長期借入金償還金	4,659	5,779	1,120	
受託研究費等	16,925	17,777	852	
計	282,357	397,976	115,619	

収支計画		(単位:百万円)		
区分	変更前	変更後		
			うち東西	
費用の部	261,283	374,355	113,072	
経常費用	261,283	373,135	111,852	
業務費	242,394	348,164	105,770	
教育研究経費	13,164	13,509	345	
診療経費	102,634	155,281	52,647	
受託研究費等	8,875	8,875	－	
人件費	117,721	170,499	52,778	
一般管理費	3,421	4,584	1,163	
施設整備費	5	5	－	
財務費用	79	98	19	
減価償却費	15,384	20,284	4,900	
臨時損失	0	1,220	1,220	
施設整備費	0	1,220	1,220	
収入の部	261,283	376,227	114,944	
経常収益	261,283	375,009	113,726	
運営費交付金収益	44,569	51,195	6,626	
授業料等収益	16,767	16,767	－	
附属病院収益	177,662	278,085	100,423	
受託研究収益等	15,543	15,543	－	
施設費収益	5	5	－	
雑益	4,997	8,348	3,351	
資産見返負債戻入	1,740	5,066	3,326	
臨時利益	0	1,218	1,218	
施設費収益	0	1,218	1,218	
純利益	0	1,872	1,872	
目的積立金取崩益等	0	0	－	
総利益	0	1,872	1,872	

資金計画		(単位:百万円)		
区 分	変更前	変更後		
			うち東西	
資金支出	282,357	397,976	115,619	
業務活動による支出	251,776	360,011	108,235	
投資活動による支出	25,922	32,186	6,264	
財務活動による支出	4,659	5,779	1,120	
資金収入	283,601	400,739	117,138	
業務活動による収入	262,636	374,163	111,527	
運営費交付金による収入	46,489	53,368	6,879	
授業料及び入学金検定料による収入	16,251	16,251	－	
附属病院収入	177,662	278,085	100,423	
受託研究収入等	16,925	17,777	852	
その他の収入	4,988	8,361	3,373	
目的積立金取崩収入	321	321	－	
投資活動による収入	11,956	13,174	1,218	
財務活動による収入	9,009	13,402	4,393	

【参考】短期借入金限度額の変更について

1 短期借入金限度額の考え方

本学においては、国立大学法人向けの文部科学省通知（平成 16 年 2 月 27 日付事務連絡）に基づき、運営費交付金の 3/12 に相当する金額を参考に限度額を設定している（借入実績はなし）。

2 変更趣旨

大学病院化により本学の運営費交付金の交付額が増えるため、中期計画に定める短期借入金の限度額を変更するもの。

（参考 1）本学における短期借入金限度額推移

（単位：百万円）

区 分	限度額	運営費交付金 (a)		(a) / 4
		全 体	内附属病院	
第一期中期計画	2,500	9,358	2,175	2,340
第二期中期計画	1,500	6,411	219	1,603
第三期中期計画	1,500	7,238	1,145	1,810
大学病院化後		10,083		2,521
大学・附属病院		7,989	1,660	1,997
東部・西部		2,094		524

（参考 2）他大学の短期借入金限度額

（単位：百万円）

大学名	限度額	借入実績	H31 運営費 交付金 (A)	(A) / 4
公立大学法人大阪	6,500	なし	26,225	6,556
大阪府立大学(*)	2,300	なし	11,033	2,758
大阪市立大学(*)	5,000	なし	14,193	3,548
横浜市立大学	3,000	なし	12,705	3,176
愛知県立大学	1,200	なし	4,733	1,183

* 大阪府立大学及び大阪市立大学については、統合前の平成 30 年度の数値